

災害等の非常時は福生市防災ブログ (http://blogs.yahoo.co.jp/fussacityhal) から情報提供します。

建物の安全に関する情報を確認しよう!



携帯・スマートフォンやパソコンから、防火上優良な建物や消防法令違反がある建物を東京消防庁ホームページ内の「防火対象物の安全に関する地図情報」(右のQRコードからアクセス可)で検索・確認できます。建物を安心して利用するための目安としてご利用ください。

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

11月1日から30日までの間に2名の方(匿名)から6万5,000円のご寄附をいただきました。寄附金はご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。(平成26年度累計30件・216万3,815円)

くくるみるふっさガイドツアー「ほんのり新春散歩」

新春を楽しむ酒蔵見学と初詣をしませんか? 「鮮菜厨房まきの」で釜飯の昼食をとった後は、熊川神社での七福神巡りや、石川酒造での地酒の試飲と酒蔵見学などを行います。

【日時】1月15日(木)午前11時30分〜午後3時
【集合】午前11時20分・牛浜駅(予定) ※歩行距離約3km

★栄通り商栄会「お楽しみ抽選会」

【日時】12月20日(土)午後2時〜

たっけー☆☆出没情報!?

【日時】12月22日(月)午後6時から8時までの2時間

みどりのカーテンコンテスト表彰式が行われました

11月19日、みどりのカーテンコンテスト表彰式が行われ、9組10の方が参加されました。

ふっさライトダウンキャンペーン2014冬

「身近な行動で省エネを」家庭や事業所の電気を消すことにより、福生の夜を環境にやさしい夜にしましょう。

▼川原のごみ拾い&餅つき大会

一年の初めは、普段遊んでいる多摩川をきれいにしよう。ごみ拾いの後には、楽しいお餅つきが待っているよ。

環境課環境係が受賞しました

ド部門最優秀賞は福生第七小学校環境委員会が受賞しました。

応募作品集は市ホームページでご覧いただけます

【問合せ】環境課環境係 551・1718

環境課環境係へ電話

1718またはメール(kankyocity.fussa.tokyo.jp)でお申し込みください。

環境課環境係

【問合せ】環境課環境係 551・1718

福生水辺の楽校 多摩川で遊ぼう!

参加者募集

福生病院組合からのお知らせ

福生病院組合が発注する物品買入れ・業務委託等(27・28・29年度)及び工事等(27・28年度)の競争入札などに参加される方は競争入札参加資格審査申込書を提出してください。

11月の横田基地飛行回数

Table with 4 columns: 測定場所, 飛行回数, 前年同月比, 飛行回数, 前年同月比. Rows include 熊川1571番地誘導灯付近, 福生市役所屋上, 飛行回数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル, 時間帯補正等価騒音レベル.

環境課環境係

【問合せ】環境課環境係 551・1718

環境課環境係

【問合せ】環境課環境係 551・1718

環境課環境係

【問合せ】環境課環境係 551・1718

環境課環境係

【問合せ】環境課環境係 551・1718

【問合せ】環境課環境係 551・1718

Table with 3 columns: 受付日, 物品等, 工事等. Rows for 1月19日(月) and 1月20日(火).

【提出書類】指定用紙を福生病院ホームページからダウンロードしてください。【問合せ】福生病院組合経理課 551・1111

ごみ・資源収集情報. 26年10月1,038t (25%), 25年10月1,030t (26%). 資源回収団体による資源回収量. 1月の資源回収予定. 実施団体: 福栄福寿会, 牛浜第二町会, 玉川台町会, 本町第二町会, 志茂第二町会, 鍋一はやし連, 原ヶ谷戸町会, 福生団地自治会, 南田園一丁目町会, 熊牛神興会, 青少年育成加美地区委員会, 永田子供会, 南田園三丁目町会.

市内の事業者の方へ. 小規模契約事業者登録の申請を受け付けています. ◆小規模契約事業者登録制度. 【登録できる方】本店の所在地が市内にあり、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格を有していないこと/市税の滞納がないこと. ◆登録方法. 【申請場所】市役所第一棟5階契約管財課契約係窓口または郵送(〒197-8501 福生市本町5). 【提出書類】申請書一式※申請書は市役所第一棟5階契約係で配布、または市ホームページからもダウンロード可. 【登録有効期間】登録の効力が発生した日の属する年度の4月1日から起算して3年間です. 【問合せ】契約管財課契約係 551・1539

固定資産に関するお知らせ. ■新築家屋調査のお願い. 平成26年中に新築された家屋は、平成27年度から固定資産税・都市計画税が課税されます. ■増築家屋について. 平成26年中に増築された家屋は、平成27年度から固定資産税・都市計画税が課税されることとなります. ■平成26年中に家屋の用途が変更になった場合(店舗から居宅等). 平成27年度から課税の計算方法が変わる場合があります. ■住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ. 現在お住まいの住宅のうち、①耐震改修工事②バリアフリー改修工事③省エネ改修工事のいずれかを行った場合、申告により固定資産税が減額になります.